

本州四国連絡高速道路（株）入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	令和元年7月30日（火） 本社11F 会議室	
出席委員	乗鞍 良彦（弁護士） 清野 純史（大学教授） 池田 千鶴（大学教授）	
審議対象期間	平成30年10月1日～平成31年3月31日	
抽出案件	抽出案件 5 件	件名
一般競争	1 件	・平成30年度計数管理システム更新
条件付一般競争	2 件	・平成30年度布施畑トンネル他照明更新工事 ・平成30年度尾道管内舗装補修工事
簡易公募型競争	1 件	・大三島橋耐震補強設計業務
指名競争	1 件	・神戸淡路鳴門自動車道（特定更新等）鳴門管理センター管内のり面排水改良他工事
グループ会社外注	—	・契約方法等の確認
委員からの意見・質問、それに対する応答等	意見・質問	回答
	・別紙のとおり	・別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	・意見の具申、勧告はなかった。	

意見・質問	回答（説明を含む）
<p>①入札方式別発注業務について説明 ・特になし</p> <p>②指名停止等運用状況について説明 ・特になし</p> <p>③一般競争（平成30年度計数管理システム更新）</p> <p>・落札率が低くなっているのはなぜか。</p> <p>・参考見積りは、応札した2者以外にも依頼したのか。</p> <p>・低入札調査は行わなかったのか。</p> <p>・更新前の計数管理システムも、今回の落札業者のものか。</p> <p>・今回の業務で落札した業者が、周辺のシステムについても優位になるのではないか。</p>	<p>・本業務のような電算システム等を対象とした業務は、積算歩掛が当社に無いため、事前に参考見積りを2者から提出してもらい予定価格に反映している。落札率が42%と低くなった理由については、一般競争入札により競争原理が働いたことが推察できるが、それ以外の要因については不明である。</p> <p>・過去に見積りを徴収した実績のある3者に参考見積りの提出を依頼したが、入札に参加した2者のみ参考見積りの提出があった。結果的に本業務の落札者は、入札時に参考見積りよりも低い額で入札してきたが、理由については不明である。</p> <p>・低入札調査の対象は工事のみである。</p> <p>・異なる業者のものである。</p> <p>・今回の業務は、計数管理システムに限ったものであり、他のシステムの改修等業務で優位になることはない。</p>
<p>④条件付一般競争（平成30年度布施畑トンネル他照明更新工事）</p>	

<ul style="list-style-type: none"> ・複数のトンネルを本工事の1つにまとめた主旨は規模を大きくすることで応札者を増やすためという理解でよいか。各トンネルを順次施工する工程となっており、工事を2つに分けて発注する事で早期に履行することも可能ではないかと思われるが。 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事をまとめて発注する方が一定の規模感になり、業者が参加しやすくなるだけでなく、経費も削減できるため、このような形をとっている。
<ul style="list-style-type: none"> ・評価値について、標準点が100点、加算点が0点～15点であるということは、技術点が高い場合であっても、最大で15%上昇にしかならないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・そのとおりである。各社の加算点は0点～15点の範囲でつくので、標準点+加算点は100点～115点の範囲内になる。
<ul style="list-style-type: none"> ・評価値の算出方法を確認したい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・標準点+加算点が分子になり、それを入札価格で割って算出している。同じ金額での応札があった場合、技術点の高い者が落札するという仕組みである。
<ul style="list-style-type: none"> ・価格でいうとどれぐらいの差であるか。例えば10点の差があった場合、価格ではどのぐらいの差になるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・加算点は約1割であるので、入札価格が8億円で加算点が10点の場合は、約8000万円である。ただし、入札価格が予定価格の範囲内であるというのが条件である。
<ul style="list-style-type: none"> ・技術点は加算点という形でしっかり反映されるような仕組みになっているという理解でよいか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・そのとおりである。技術者の能力や実績を点数に反映させている。
<ul style="list-style-type: none"> ・価格と技術点で逆転する場合はあるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・年に数件ある。
<ul style="list-style-type: none"> ・工事によって加算点の点数の幅が異なるということはあるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・最大が30点、その次が今回のような15点の場合がある。主には金額が関係しており、金額が大きい案件には30点をつけて品質管理や工程管理を評価している。
<p>⑤条件付一般競争（平成30年度尾道管内舗装補修工事）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・切削は、調査を行わないとどのぐらいの深さになるか分からないとあったが、工事の費用は深さによって変わってくるのか。また、その場合、費用は事後調整するのか。 ・単価の決定には、落札率は考慮するのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・工種毎に単価が決まっており、数量の増減があった場合には、単価×数量により金額を算出し精算する。 ・そのとおりである。

・本工事は技術力が特別必要な工事とは見受けられないが、応札者が1者であったのは何故か。

・参考見積りは取っていないのか。

・今治センターの舗装工事の落札率は、本工事の落札率に比べて低くなっているが、応札者が3者であったからか。電子入札システムの場合、応札者数は業者には分からないと聞いたが。

・20%のひび割れ率の計算はどのように行うのか。

⑥簡易公募型競争入札（大三島橋耐震補強設計業務）

・応札した2者のうち、落札しなかった業者の入札価格が予定価格を大幅に上回っているのは何故か。

・参考見積りから予定価格を算出したにも関わらず、実際の入札価格と開きがあるということは裁量のある仕事であるからか。

・平成30年度に当社の6センター全てで舗装工事を発注しているが、他センターでは複数の応札者があり、落札業者も異なっている。また、本工事の設計図書等のダウンロード者数は6者あったが、応札者は結果的に1者であった。

・舗装工事については、場所によって多少単価は異なってくるが、基本的に積算の基となる材料は変わらない。よって、参考見積りは取っていない。

・電子入札システムを使用しているため、応札者数は業者には分からないようになっている。

・1㎡の枠について、10cm×10cmが1枠のメッシュに切り、合計100枠に分ける。100枠中の1枠にひび割れがあれば、1%のひび割率、20枠にひび割れがあれば20%のひび割率という考え方である。

・予定価格の算出に当たり、鋼アーチ橋における耐震業務の経験のある業者の上位から参考見積りを徴収する業者を選定した上で、7者に参考見積りを依頼した。提出のあった5者からの参考見積りについては、積算要領に従い、異常値の1者を除く4者の平均値をとって予定価格を算出している。各業者の応札額については、この業務にどれだけ力を入れるかで金額にも差が生じるのではないかと推測される。

耐震性能照査・設計を併せて発注する場合、補強量に差が出てしまうため、補強する部分を示して参考見積りを提出してもらっている。

・解析業務は、今回のように入札価格がばらつくのか。

・これまでの同種の発注においても、ばらつきが出ている。

⑦指名競争入札（神戸淡路鳴門自動車道（特定更新等）鳴門管理センター管内のり面排水改良他工事）

・のり面の修繕工事が特例規程の対象工事として規定されている理由は何か。また、不調・不落の理由についてどう考えるか。

・特例規程の対象工事は、過去から不調・不落になるケースが多い工事を選定している。のり面の修繕工事の不調・不落の理由として、全国的な技術者不足が要因の一つと推測される。

・特例規程の対象工事とする理由がなくなった場合は、特例規程から外すのか。

・特例規程の対象工事については、毎年度見直しを行っている。

⑧子会社の外注状況の確認

・（株）ブリッジ・エンジニアリングから、「複数者見積りとする金額基準の見直し」について説明。